



# 島根県報

令和5年7月28日（金）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

# 告 示

## 島根県告示第529号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	安来インター線	安来市黒井田町要害 1323番1地先から同市 島田町三立643番1地先 まで	前	メートル 8.50～ 50.00	メートル 655.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	8.50～ 54.52	655.00	